

茶屋さくら通り周辺官民連携プラットフォーム構築等支援

業務委託 公募型提案依頼書

芦屋市都市政策部都市基盤室道路・公園課

茶屋さくら通り周辺官民連携プラットフォーム構築等支援業務委託 提案方式実施要領

1 提案依頼の概要

(1) 件名

本提案依頼書による業務委託の名称は、「茶屋さくら通り周辺官民連携プラットフォーム構築等支援業務委託」（以下、「本業務」という。）とする。

(2) 本業務の目的及び依頼内容

別紙「茶屋さくら通り周辺官民連携プラットフォーム構築等支援業務委託提案依頼用仕様書」のとおりとする。

(3) 実施形式

価格及び価格以外を総合的に評価し、決定する公募型提案方式とする。

(4) 公募型提案方式とした理由

本契約の目的及び依頼内容を実現できる最適な方法を予定金額の範囲内で実施するべく、指定の条件を満たしたより良い提案を募るため、本提案依頼を行うこととした。

(5) 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(6) 予定金額（上限額）

本業務の予定金額（上限額）は、5,450,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）であり、見積金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）がこの予定金額を超過した場合は失格とする。

2 提案手続

(1) スケジュール

提案手続に関するスケジュールは別紙のとおりとする。

(2) 参加意思表明書提出

「参加意思表明書」に所定の内容を記入、押印の上、参加意思表明書提出期限までに芦屋市都市政策部都市基盤室道路・公園課へ提出すること。

(3) 質問受付及び回答

質問受付期限までに、道路・公園課代表メール（douro@city.ashiya.lg.jp）宛に、別紙「質問回答票」にて送付すること。

本市が受けた質問および回答内容は、公平性、透明性を担保するため、その内容及び質問者の如何にかかわらず、芦屋市ホームページに公表する。

(4) 企画提案書及び見積書等の提出

企画提案書及び見積書は、「企画提案書・見積書提出期限」までに「2(5) 提出場所」へ持参又は郵送の上、提出すること。（郵送の場合は必着）

提出物及び提出部数等は、別紙「企画提案書作成要領」を参照すること。

(5) 提出場所

芦屋市都市政策部都市基盤室道路・公園課

(6) 問合せ先

芦屋市都市政策部都市基盤室道路・公園課

担当：小山

TEL：0797-38-2062

FAX：0797-38-2163

E-mail：douro@city.ashiya.lg.jp

(7) 1次評価結果通知

1次評価結果は、全ての提案者に電子メールにより送付する。

また、1次評価の通過者には、併せて2次評価の時間帯を連絡する。2次評価の内容については、「3(1) 評価方法」を参照すること。

(8) 最終結果通知

最終結果については、先に全ての1次評価通過者に電子メール又はFAXにより送付し、郵送する。また、通知送付後、芦屋市ホームページに1か月間、審査結果を公表する。

3 評価方法

(1) 評価方法

受託者については、参加資格確認、事前審査、1次評価及び2次評価によって決定する。

提案内容の評価は、公正かつ厳正に実施する。

本業務の見積価格については、「1(6) 予定金額（上限額）」に記載している予定金額以内であること。

評価については、下表のとおりとする。

段 階	種 別	対 象	評 価 者	概 要
参加資格 確認	・書類審査	参加意思表明書提出者	専門委員会	参加意思表明書提出者が参加資格を満たすかを確認する。
事前審査	・書類審査	企画提案書等提出者	専門委員会	提出書類等一式に漏れや不備がないかチェックする。
1次評価	・企業評価 ・提案内容評価 (書類審査)	事前審査通過者	専門委員会	企画提案書等に基づき評価する。
2次評価	・提案内容評価 (面接審査) ・価格評価	1次評価上位5社	専門委員会	提案内容のヒアリングに基づき評価する。 提案内容とヒアリング回答が異なる場合は、2次評価の点数で調整する。

(2) 配点

配点は下記のとおりとする。

評価基準については、別紙「評価基準表」のとおり。

ア 1次評価から2次評価までの点数により、総合点で事業者を決定する。

イ 配点は、企業評価1割（30点）、提案内容評価7割（210点）、価格評価2割（60点）とする。

ウ 配点基準については、「評価基準表」を参照すること。

(3) 参加資格確認

ア 対象

参加意思表明書提出者

イ 確認方法

参加資格条件と比較し、参加資格の有無を確認する。

(4) 事前審査

ア 対象

企画提案書等提出者

イ 確認方法

提出書類等一式に漏れや不備がないかチェックする。

(5) 1次評価

ア 対象

事前審査通過者

イ 評価方法

企画提案書等について書類審査を行う。

(6) 2次評価

ア 対象

1次評価上位5者

イ 評価方法

(ア) ヒアリングによる評価

a 時間 40分程度（目安：プレゼンテーション20分、質疑応答20分）

b プレゼンテーションを行う者 本業務に携わる担当者とする。

c 提案説明の際、プロジェクターの使用は可能であるが、パソコン等は各参加者で準備すること。

d 出席者は、説明者を含め5人までとする。

e ヒアリング内容は本市で録音する。

(イ) 価格評価

価格評価については平成19年（2007年）3月に、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において決定された計算式を用いて評価する。

価格点の算出基準

$$\text{価格点} = \text{配点} \times \left[1 - \frac{\text{見積金額}}{\text{予定金額}} \right]$$

(7) 失格事項

以下に示す事項に該当した場合、審査結果を待たずに失格になる場合があるため留意すること。

ア 「企画提案書・見積書提出期限」に遅れた場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は本書で定める事項に違反した場合

ウ 当該案件に関して、本実施要領に定める以外の方法により、本市の職員に直接又は間接を問わず連絡を行った場合

エ 「提案依頼交付開始日」から契約締結日までの間に、本市より指名停止等の措置を受けた場合

4 その他

(1) 留意事項

ア 提案書等提出を受けた資料は、提案者に返却しない。

イ 提出された提案書等の全ての資料を受理した後の加筆及び修正は認められない。

ウ 企画提案書等の著作権等については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

エ 最優秀提案者を本業務委託の契約交渉の相手方として確定する。ただし、最優秀提案者との協議の結果、契約内容の履行がされないおそれがある場合又はその他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を契約交渉の相手方とできる。

以 上

茶屋さくら通り周辺官民連携プラットフォーム構築等支援業務委託
提案方式スケジュール

手 続	日 時
(1) 公表	令和5年5月9日(火)
(2) 参加意思表明書提出期限	令和5年5月23日(火) 15時まで
(3) 質問受付期間	令和5年5月16日(火) 15時まで
(4) 質問回答期限	令和5年5月29日(月) 15時まで
(5) 参加資格の有無の通知	令和5年5月29日(月)
(6) 企画提案書・見積書提出期間	令和5年6月12日(月) 17時まで
(7) 専門委員会	令和5年6月14日(水)
(8) 1次評価結果通知	令和5年6月16日(金)
(9) 2次評価(ヒアリング)	令和5年6月23日(金) ※ ヒアリング実施順、予定時間は別途指定します。
(10) 最終結果通知	令和5年6月30日(金)
(11) 契約締結予定日	令和5年7月3日(月)

評価基準表

審査項目	評価項目		評価の視点 【提出書類】	指標	配点
企業評価	企業能力	業務実績	過去5年間における同種業務の実績 【履行実績届】	あり	1 1
	地域貢献度	営業の拠点	本店の所在地 【競争入札参加資格申請書により確認するため不要】	芦屋市内	1 2
		業務実績	本市と契約書を交わした直近の案件の業務実績(過去5年間に限る) 【契約書(写)】	あり	1
	社会性	企業年金制度	企業年金制度導入 【企業年金制度導入に関する証明書(写)】	導入	1
		障がい者雇用状況	障がい者の雇用状況 【障害者雇用状況報告書(写)】	あり	1
		男女共同参画推進の取組	育児・介護休業、子供を持つ従業員向け時短制度又は中途退職女性復帰制度等の導入 【各事業者の制度概要(写)】	あり	1
		女性活躍推進の取組	えるぼし認定の取得 【基準適合一般事業主認定通知書(写)】	取得	1
		子育てサポートの取組	くるみん認定の取得 【基準適合一般事業主認定通知書(写)】	取得	1
		若者雇用促進の取組	ユースエール認定の取得 【基準適合事業主認定通知書(写)】	取得	1
		小 計			

提案内容評価	人員配置・連携体制	業務ごとに専門的な人員が配置されているか。また、事業全体が一体的、かつ適正に進むような統括・連携体制がとられているか。		30
	業務目的	業務目的を正しく理解し、反映した提案となっているか。		30
	エリアプラットフォーム形成支援	エリアプラットフォーム構築及び運営にあたって、効果的かつ幅広く意見を聴取できる方法を提案しているか。		40
	未来ビジョンの策定支援	未来ビジョンの検討にあたって、幅広く意見を聴取し、まちづくりの関心を高める方法を提案しているか。		40
	社会実験	回遊性向上や賑わい創出を目的とし、効果的にデータ収集ができる内容及び方法であるか。		20
	専門人材	業務の目的を達成するための専門人材を候補としているか。		20
	全体スケジュール	本業務の全体フローやスケジュール等は適切か。	実施フロー又は工程表等の的確性	10
	その他	更に優れた代替案、独自提案等の提示があり、その内容に実効性があるか。	独創性	20
小計				210
価格評価	コスト削減努力	見積の妥当性、コスト意識		60
総計				300

公募型提案方式参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 令和4・5年度芦屋市建設工事、測量・建設コンサルタント等又は物件等競争入札参加資格を有すること。
- (3) 現に、又は契約締結日までに、本市の定める競争入札に係る指名停止基準（昭和61年芦屋市基準）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 芦屋市暴力団排除条例及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）、廃止前の和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）がなされていないこと。